

「将来交通量予測のあり方に関する検討委員会」設置要綱（案）

（設置）

第1条 道路局に将来交通量予測のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、今後の将来交通需要推計の考え方やその課題と対応方針等について整理・検討を行う。

（委員）

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、道路局長が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから、道路局長が任命する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（公開）

第6条 会議は、公開とする。

2 会議の議事録及び議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。

3 会議資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合は、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。